

## ＜報道発表資料＞

令和5年9月29日

### 「ストップ！滞納」税金の滞納は許しません ～10月から12月は県税・市町村税 滞納整理強化期間です～

大多数の方は期限内に納税されていますが、残念ながらごく一部の方が滞納している状況にあります。税金の滞納は、期限内に納税していただいている方との公平を欠くものです。「公平な徴収」に対する納税者の信頼を確保するため、地方税（県税・市町村税）の滞納整理を一層推進し、滞納を防止しなければなりません。

県と県内全63市町村では、「ストップ！滞納」を合言葉に「県税・市町村税 滞納整理強化期間」（令和5年10月～12月）を設定し、滞納整理を進めます。

#### 1 取組の概要

納付能力があるにもかかわらず納税しない滞納者に対する差押えや「県・市町村不動産共同公売」など、県と県内全市町村が集中的に滞納整理を実施します。また、これらの取組を周知することにより新たな滞納発生の防止を図ります。

#### 2 特徴的な取組

- 給与・売掛金などの債権を中心とした差押え
- 勤務先（取引先）や滞納者の財産などを明記して実施する差押予告などの文書催告
- 県、市町村による不動産共同公売の実施
- ※県・市町村不動産共同公売 入札実施日
  - 北部地域 令和5年 9月26日（火曜日）
  - 西部地域 令和5年10月23日（月曜日）
  - 東部地域 令和5年10月31日（火曜日）
  - 南部地域 令和5年11月 1日（水曜日）

#### 参考

- 地方税収入未済額（県及び県内市町村計）  
約275億円（令和4年度決算（速報値）：対前年度比で約10億円減少）
- 県ホームページ  
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0210/tainouseirikyoukakikan.html>)